

提案募集要領

「超高精細度テレビジョン放送システム等の高画質化に係る技術的条件」について提案される方は、下記により提案書を提出してください。

1 提案内容

「超高精細度テレビジョン放送システム等の高画質化に係る技術的条件」の提案募集に当たっては、別添要求条件を達成する上で必要となる技術的条件等を提案内容とします。

2 様式

適宜様式（Word、PowerPoint 等）に氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、提出期限までに日本語にて御提出ください。

3 提出期限

平成 27 年 11 月 26 日（木）午後 5 時必着とします。

4 提出方法

提案は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、FAX、持参又は郵送の場合、提出いただいた提案を電子媒体により提出していただくようお願いすることがありますので、その際は御協力願います。

電子媒体の条件は、次のとおりです。

- 記録媒体：CD-R、DVD-R 又は USB メモリ
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、PowerPoint ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）
- 記録媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた記録媒体は返却できませんのであらかじめ御了承願います。

【電子メールを利用する場合】

送付先電子メールアドレス： shv-tech_atmark_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）

総務省情報流通行政局放送技術課 宛

なお、電子メールの受信可能最大容量は 5 MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

【FAXを利用する場合】

送付先FAX番号：03-5253-5788
総務省情報流通行政局放送技術課 宛

※ 担当に電話連絡後、送付してください。なお、別途電子データによる送付をお願いする場合があります。電話番号：03-5253-5785

【持参又は郵送する場合】（平成 27 年 11 月 26 日（木）午後 5 時必着）

送付先住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
中央合同庁舎第 2 号館 総務省情報流通行政局放送技術課 宛

5 留意事項

(1) 提案の取り扱い

提出された提案内容については、後日公表する予定です。その際、提出された方の氏名及び所属（法人等にあつてはその名称）に関する情報についても、併せて公表する予定です。提案内容等は原則開示を想定しておりますが、不都合がある場合は御連絡ください。

(2) 提案内容の聴取

提出された提案内容の詳細を把握するため、提案者から、その内容や当該方式の技術的実現性等を説明していただくことがあります。説明を求める場合は提案者に事前に御連絡いたしますので、あらかじめ御了承ください。なお、説明に当たって発生する交通費等は支給されません。

(3) 今後の予定

提出された提案内容については、放送システム委員会において要求条件との整合性等について確認を行った後、詳細な検討を行います。その検討過程においては、より詳細な技術情報が必要となることから、提案者には提案されたシステムに係る技術情報について同委員会において詳細な説明を頂くこと及び十分な試験データの提出等、調査・検討へ御協力いただく場合がありますので、その旨あらかじめ御了承下さい。

超高精細度テレビジョン放送等に係る HDR（ハイダイナミックレンジ）の要求条件

1 基本的な考え方

超高精細度テレビジョン放送等に係る HDR の要求条件に関する基本的な考え方は、最新の衛星デジタル放送方式における要求条件※を踏まえて、次のとおりとする。

- ・超高精細度テレビジョン放送等による高画質な HDR サービスを実現できること。
- ・将来の技術動向を考慮し、実現可能な技術を採用すること。
- ・現行の放送サービスや他のデジタル放送メディアとの相互運用性をできる限り確保すること。
- ・超高精細度テレビジョン放送に係る衛星デジタル放送方式の技術的条件を踏まえることとし、技術的に同一のものとするのが適当な場合については、その内容を準用すること。

※基本的な考え方

平成 26 年 3 月 25 日付 情報通信審議会答申「放送システムに関する技術的条件」のうち「超高精細度テレビジョン放送に関する技術的条件」のうち「衛星基幹放送及び衛星一般放送に関する技術的条件」

2 要求条件

(1) システム

項目	要求条件
インターオペラビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星放送、CATV、IPTV、蓄積メディア等の様々なメディア間で、できる限り互換性を有すること。 ・既存の SDR-TV 用ディスプレイや 4K 用受信機でも HDR-TV 映像を違和感無く表示できること。 ・HDR-TV 対応ディスプレイは SDR-TV 映像の表示にも対応できること。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・超高精細度テレビジョン (UHDTV) サービスを基本としつつ、高精細度テレビジョン (HDTV) サービスも可能とすること。
番組制作、編成	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブ放送への適用が可能であること。 ・HDR-TV と SDR-TV の時分割混在 (まだら編成) が可能であること。
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国も容易に導入できるシステムとなるよう考慮すること。

(2) 放送品質

項目	要求条件
画質	<ul style="list-style-type: none"> ・HDR-TV サービスが望まれることを考慮し、できる限り高い画質を保つこと。 ・情報源符号化による画質劣化の時間率ができるだけ小さいこと。 ・HDR-TV の所要ビットレートが SDR-TV と同等であること。

(3) 技術方式

項目	要求条件
映像入力フォーマット及び符号化方式	<ul style="list-style-type: none"> ・HDR-TV サービスを考慮した映像入力フォーマット及び高効率かつ高画質な符号化方式であること。 ・国際標準との整合がとれていること。 ・HDR-TV に必須のパラメータを除いて超高精細度テレビジョン放送に係る衛星デジタル放送方式と整合した映像入力フォーマットであること。 ・SDR-TV (マルチメディアコンテンツを含む) と HDR-TV の併用、識別及び切替が可能であること。 ・HDR-TV と SDR-TV のシームレスな切替・表示が可能であること。 ・HEVC 規格 Main 10 プロファイルによる HDR-TV の符号化が可能であること。 ・視聴環境やディスプレイ性能に応じた輝度調整が容易であること。 ・受信される映像信号に対して、受信機側での動的な輝度補正を必要としないこと。
多重化方式	<ul style="list-style-type: none"> ・超高精細度テレビジョン放送に係る衛星デジタル放送方式に準拠した多重化方式であること。 ・SDR-TV (マルチメディアコンテンツを含む) と HDR-TV の併用、識別及び切替が可能であること。 ・HDR-TV と SDR-TV のシームレスな切替・表示が可能であること。 ・通信系のサービスとの連携を考慮すること。 ・他のサービスとの相互運用性を考慮すること。 ・国際標準との整合がとれていること。

(4) 受信機

項目	要求条件
操作性	<ul style="list-style-type: none"> ・操作が簡単であること。 ・所望のサービスの選択が統一的な操作方法で行えることが望ましい。
インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> ・映像出力については、既存のディスプレイにおける提供について考慮すること。 ・受信機が対応するサービスに応じたインターフェースを有すること。
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・受信機が満たすべき条件 (必須の信号処理など) が開示されていること。
動作	<ul style="list-style-type: none"> ・HDR-TV 対応受信機は、放送信号上のフラグを識別し、対応したモードでの表示を行うこと。 ・HDR-TV 非対応受信機 (放送信号上のフラグを識別できず、HDR-TV 用の性能・特性を備えていない) においても適切な表示が可能であること。

※ HDR-TV (High Dynamic Range TV): 表現する明暗の幅 (ダイナミックレンジ) を拡大した映像方式を採用したテレビジョン放送
SDR-TV (Standard Dynamic Range TV): 従来のダイナミックレンジのテレビジョン放送